「第2次山形県県有財産総合管理基本方針」(案)に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月14日(金)まで

2 提出された意見の件数

24件(意見提出者1人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第2次基本方針に記載のある施設ごとの各種計画の位置づけをイメージ図等で示してほしい。	今後の計画見直しの際などに、記載について検討させていただきま す。
2	国では官庁施設情報管理システム「BIMMS-N」を使用しているが、 山形県では本文 23 ページに記載のある保全マネジメントシステム 「BIMMS」を使用しているのか。	本県では、地方公共団体等を対象としたシステムである「BIMMS」を使用し、施設情報等の管理をしております。
3	本文3ページ【表1】一般財産の状況(土地)その他の普通財産 (未利用地)、4ページ【表2】一般財産の状況(建物)その他の 普通財産(未利用施設など)にはどのようなものがあるか。	土地(未利用地)につきましては、用途廃止した学校や駐在所の跡地など、建物(未利用施設)につきましては、用途廃止した職員公舎や公共施設などとなっております。
4	本文8ページ(2) 老朽化の現状で、建築後30年を経過した建物が延床面積割合で全体の約70%に達し、10年後には、約89%に急増するとある。この10年で老朽化した施設すべてを更新することは困難であり、客観的データを基に修繕や更新を進める必要があると考える。	頂いた御意見を参考に、適切に対応してまいります。
5	本文9ページ【表6】インフラ資産の老朽化の状況をみると、建設後50年以上経過する施設割合で海岸保全施設である堤防・護岸が非常に高いため、改修を早急に行う必要があると考える。	頂いた御意見を参考に、適切に対応してまいります。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
6	本文 10 ページ【表8】地方独立行政法人資産の老朽化の状況をみると、建設後 30 年以上経過する施設の割合がすべての施設で高く、関係自治体との協議の必要があると考える。	頂いた御意見を参考に、適切に対応してまいります。
7	本文 11 ページ【表 9】 県有財産の売却による歳入で令和 5 年度歳 入額が大きい理由は何か。	主に元山形県民会館跡地の売却によるものです。
8	本文 12 ページ (5) 人口の今後の見通しは、「日本の地域別将来推計人口 (2023 年推計)」 (国立社会保障・人口問題研究所)の資料だが、山形県人口ビジョンの数値を使用しないのか。	山形県人口ビジョンにおいても、「日本の地域別将来推計人口 (2023 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の数値を用 いております。
9	本文 17 ページ【図 11】建物(単純更新)と【図 12】建物(長寿命化対策)を比較すると県庁舎の更新が 15 年延長となっているが、同様に令和 22 年更新の県立中央病院も 15 年延長となるのか。また、長寿命化対策における不足額について、財政的な手当てが必要ではないか。	長寿命化対策の経費見込みにつきましては、使用見込年数として 65 年で試算しております。県立中央病院の法定耐用年数は 39 年と なりますので、26 年延長となります。 また、不足額につきましては、第2次基本方針における3つの柱に 基づく取組みを推進し、財政負担の軽減及び歳入確保を含め、検討してまいります。 (本文20~22 ページ)
10	本文 18 ページ【図 13】インフラ施設(単純更新)と【図 14】インフラ施設(長寿命化対策)を比較すると、長寿命化の効果額が建物より大きく財政負担も平準化するが、更新額が大きいため不足額も多額となっている。長寿命化対策における不足額について、財政的な手当てが必要ではないか。	不足額につきましては、第2次基本方針における3つの柱に基づく 取組みを推進し、財政負担の軽減及び歳入確保を含め、検討してま いります。 (本文20~22ページ)
11	本文 19 ページ「山形県県有財産総合管理推進本部」「山形地区国公有財産最適化連絡協議会」について、解説文を付記してほしい。	頂いた御意見を踏まえ、「山形県県有財産総合管理推進本部」及び 「山形地区国公有財産最適化連絡協議会」の解説文を付記いたします。
12	本文 20 ページ②財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス (活用や処分に関する基本方針)は、主に「山形県県有財産総合管 理推進本部」が担うのか。また、進捗状況は県民に周知されるの か。	「山形県県有財産総合管理推進本部」が中心となり、本文 20 ページ記載のプロセスを踏まえ決定いたします。 また、進捗状況につきましては、本取組みの成果として、総量縮減の状況や歳入状況をホームページ等で周知してまいります。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
13	本文 20 ページ、県有財産の集約化、解体等による総量縮小の推進を図る際はガイドラインを作成するのか。	今後、「山形県県有財産総合管理推進本部」が中心となり進捗管理 を行うこととしているため、ガイドラインの作成は予定しておりま せん。
14	本文 22 ページ、大規模改修時の ZEB 化について、地域脱炭素ロードマップとの調整はどうなるのか。また、ESCO 事業には取り組むのか。	ZEB 化の検討に当たっては、地域脱炭素ロードマップに沿って進めてまいります。 また、改修時における ZEB 化の取組みの中で、ESCO 事業についても検討してまいります。
15	本文 24 ページ (3) 県有財産の有効活用としては、高架下の駐車場・県立公園内カフェテラス及び庁舎敷地を活用したコンビニの誘致や公共施設跡地を民間施設に賃貸等が考えられる。	頂いた御意見を参考に、適切に対応してまいります。
16	本文 26~30 ページ、一般財産(建物) (2)維持管理・更新等の 実施方針について、複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推 進するということか。	
17	本文 28 ページ、一般財産(建物)学校施設の(2)維持管理・更新等の実施方針について、避難場所の指定を踏まえた老朽化対策・防災対策が行われるのか。	県立学校施設の多くが避難場所等に指定されており、災害に強い施設が求められていることから、災害時の対応に配慮した学校施設を目指し、対策に取り組んでまいります。
18	本文 32 ページ、道路管理施設の(1)点検・診断等の実施方針について、占用物件を考慮したものか。	占用物件につきましては、その設置者が点検等を行い、適切に管理 することとしております。
19	本文 33 ページ、都市公園施設の(2)維持管理・更新等の実施方針について、維持管理・修繕については指定管理者が主体となって実施するとあるが、「公園施設の安全点検に係る指針(案)」等の国土交通省指針に基づき実施されていることの担保はどのようにしているのか。	指定管理者は、各種指針に基づく安全点検等を実施することとして おります。 また、県では安全点検等が実施されていることを定期的に確認して おります。

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
20	本文34・35ページ河川管理施設、36ページ海岸保全施設、37ページ砂防関係施設、39・40ページ治山施設、42ページ空港土木施設及び43ページ林道施設について、(4)耐震化の実施方針が該当なしとなっているのは、該当施設が無いということか。	治山施設につきましては、法令等に基づく耐震化が求められる施設ではないため、該当なしとしております。 林道施設(橋梁)につきましては、設計時に耐震性能を考慮し設置しておりますが、長期間経過したものについては、現在の基準に合致しているか調査中であるため、該当なしとしております。 その他施設につきましては、必要に応じて耐震化を進める方針であり、第2次基本方針の計画期間内において実施予定がないため、該当なしとしております。
21	本文 35 ページ、河川管理施設(ダム) について、2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方にあるダム定期検査は、ダム総合点検実施要領に基づくものか。	
22	本文 46 ページ、 下水道施設流域下水道の(1) 点検・診断等の実施方針について、下水道施設のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015 年版を参考としているのか。	本県の山形県流域下水道ストックマネジメント計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015 年版」を参考にしております。
23	本文50ページ山形県公立大学法人施設及び51ページ公立大学法人山形県立保健医療大学について、2公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、長命化計画策定に係る手引(平成27年4月文部科学省)を参考としているのか。	「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き(平成 27 年4月文部 科学省」につきましては、大学施設が直接対象となるものではありませんが、施設管理において事後保全型から予防保全型への転換を 図るなど、考え方を参考にしております。
24	本文 52 ページ、地方独立行政法人施設地方独立行政法人山形県・ 酒田市病院機構について、2公共施設等の管理に関する基本的な考 え方は、医療施設におけるインフラ長寿命化計画(個別施設計画) 策定のためのガイドラインを参考としているのか。	長寿命化の考え方につきまして、「医療施設におけるインフラ長寿 命化計画(個別施設計画)策定のためのガイドライン」を参考にし ております。